

大口町告示第27号

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱
を次のように定める。

令和4年3月29日

大口町長 鈴木 雅 博

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱（平成19年大口町告示第52号）の一部を次のように改正する。

様式第3中「2割引」を「1割引」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に助成事業を利用した対象者の申請について適用し、施行日前に助成事業を利用した対象者の申請については、なお従前の例による。

（施行のため準備行為）

- 3 新要綱の規定による助成を受けようとする者は、この要綱の施行前においても助成金の申請を行い、利用券の交付を受けることができる。

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新		旧	
様式第3（第7条関係） 大口町リフレッシュ利用券		様式第3（第7条関係） 大口町リフレッシュ利用券	
助 成 金 額		助 成 金 額	
略		略	
備 考	日間賀島の施設を利用される方は、本券を名鉄海上観光船の各乗船券売場窓口に提示されると乗船料金が <u>1割引</u> となります。	備 考	日間賀島の施設を利用される方は、本券を名鉄海上観光船の各乗船券売場窓口に提示されると乗船料金が <u>2割引</u> となります。
略		略	
略		略	